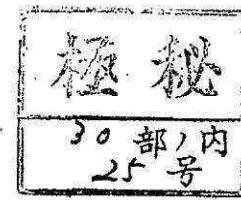


秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第1回会合記録

3 7. 8. 2 /

北東アジア課

1. 日 時 8月21日午後2時30分より4時15分まで
2. 場 所 外務省 707号会議室
3. 出席者

日本側 杉首席代表、伊闌アジア局長
(記録係 柳谷事務官)

韓国側 (裴義煥首席代表、崔英沢参事官
(記録係 金正泰書記官))

4. 議事次第

- (1) 冒頭杉代表より、別添1の挨拶を述べ、次いで、裴代表より、別添2の挨拶を述べた。(次いで、使用言語につき、外部には隨時韓国語も使つたと説明することとし、実際は日本語で話合いを進めることに韓国側も同意した。)
- (2) 杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方を別添3のとおり発言した。

(3) 続いて、伊闊局長より、杉代表の発言を補足すると前置して、次のとおり述べた。

『日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は請求権として [REDACTED] を非公式に提示した。

(日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが、韓国側は興味を示さなかつた。)その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろ膨らませて [REDACTED] まで引上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、その場合

の請求権は厳格なものとならざるをえないわけで、大蔵省の計算によれば最大限 [REDACTED]
[REDACTED] とのことである。しかも、この
[REDACTED] でも、[REDACTED]
[REDACTED] については完全に推定
によらざるをえず、国会等への説明は極めて困難と思われる。また、韓国側としても、
10年来請求権を主張してきて、結局請求権として支払いをうけたものが極めて少額であるということでは国内的にも困られるのではないかと思う。以上の理由から、請求権という名目はやめ、無償援助／本にしようというのが日本側の考え方であり、しかも韓国側は国内には請求権の解決であると説明されて差支えないわけである。

重要な点の第2は、韓国側から請求権を「放棄する」または「主張しない」といつていただく点である。すなわち、平和条約第4条

がある以上、どこかで請求権が解決したことを明らかにしておかなければ将来に問題が残るわけで、韓国側で「放棄する」といえないならば「主張しない」とか「解決したと認める」とかの適当な表現でもよいと思う。』

(4) これに対し、崔参事官は、次のとおり述べた。

『われわれは、日本側の事情もよくわかるが、韓国側としてはいろいろ考えても法的根拠のある請求権を「放棄する」とか「主張しない」とかいう立場にはまだまだ到底なれない。第6次会談開始以来日本側が示した態度のいずれよりも、本日の話は真実にして誠意のあるものと認められはするが、やはり韓国側としては法的根拠のある請求権を放棄することは全く考えられない。これまでの諸会合でお互いの法律的主張は十分表明しているので、今次予備交渉でこれをくり返すことはやめ、短い時間で速やかに結論を出すよう努力したい。そういう見地に立ち、この最後の機会を利用して妥結のための努力を払いたいと思う。』

この崔参事官の発言に対し、伊関局長より次のとおり述べた。

『日本側の考え方では全然だめだといわれればそれまであるが、われわれとしては、無償援助／本という方式と極めて少額の請求権プラス無償援助という方式のいずれをとられるかについての御意見を伺いたい次第である。韓国側は [REDACTED] では不十分だといわれるるので、なんとかもつと出そうと考え、その出す方法を考えているわけである。蔣介石は対日賠償を放棄したが、韓国側で「放棄」が都合悪ければ請求権の解決」とすれば韓国国内にも説明がつくのではなかろうか。』

(5) 次に裴代表は次のように述べた。

『自分は先程の杉代表の発言を伺つてびっくりした。韓国としては、10年前から請求権として要求し国民にもそう説明してきたので、現軍事政権になつて急にこれを放棄しろといわれてもできず、あくまで請求権という文字を使わざるをえない。他方、法的根拠に関する日韓間の意見がくい違つ

ているという事情があるので、自分が昨年10月来日したときには「請求権だけで解決せよ」という訓令だつたのを、本国政府に「なんとか譲歩してくれ」と要請し、その結果として請求権と無償援助の2本立てという方式ができたわけである。しかるに、今日、日本側からまた新しい方式が示されたとなると問題の解決は極めて難しくなる。』この斐代表の発言に対し、伊関局長より次のとおり述べた。

『斐代表のいわれるような2本立て方式について非公式にお話したことがあるのは事実である。しかし、昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果、外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し、また、外務省の膨らませた数字も請求権1本ということで可能なので [REDACTED]
である。要するに問題の性格が変ってきたわけだ。』

(6) その後双方の間に次のような応酬があつた。

斐 最高会議で請求権と無償援助の2本立てで解決するという方針がきまつている。日本側はこの方法ではできないのか。

杉 [REDACTED] 話が非常に難しくなる。例えば、請求権という以上南北鮮の問題を避けられない。

斐 日本側としても今度の解決で朝鮮全体の請求権を解決されるつもりだろう。

伊 関 そうではない。北鮮の分は残しておくなわけだ。日本は在北鮮財産の請求権は放棄していないので、日本の方が取り分があると思つている。

斐 オーストリアはソ連に賠償を支払っている。日本は北鮮から取りたてられると思つているのか。

伊 関 オーストリアは条約で賠償を認めたのだろう。

[REDACTED]

杉 日本側の考えている方式によれば南北
鮮問題にふれないとすむ利点があるわけ
だ。

[REDACTED]

崔 これまでの非公式の打合せで、「解決
方式に関する考え方」と「数字」との2
つが問題になっていたと思うが。

杉 今日は先ず「考え方」から始めたわけ
だ。

崔 「考え方」だけでは話がはこばぬこと
もあり、やはり「考え方」と「数字」の
2つをバランスさせて考えるべきだと思う。
韓国側としては、法的根拠のあるも
のは請求権として支払をうけ、日本側が
証拠不十分というので意見が対立してい
る分は無償援助とすれば話がうまくまと
まるだろうと考えた次第である。本日の
日本側の考え方のような無償援助／本で

は話をまとめるのが難しいようだ。

伊闌



斐 日本側は無償援助／本とした場合どの
位出せるのか。

伊闌 本日は先ず「考え方」を説明したわ
けで、この「考え方」では問題外だと韓
国側がいわれるならば、日本側でももう
一度考え直さなくてはならない。しかし、
もし韓国側で、総額について話がまとま
るならば、日本側の「考え方」を考慮し
ようということならば、日本側の考えて
いる数字を提示する用意がある。

斐 いま自分がうけている訓令では、日本側の「考え方」を受諾できないが、早速、本日、日本側からうけた説明を本国に報告しその指示を仰ぐこととしたい。ただし、自分の感じでは、請求権が全然ないという解決方式を本国政府が受入れる可能性は乏しいように思う。

杉 本国政府が日本側の「考え方」を理解するよう努力してほしい。

崔 日本側の考えている長期低利の有償援助の条件はどのようなものか。

伊 関 まだ具体的にきめていないが、韓国側でこの問題も併せて考えようというならば至急研究する。

斐 われわれの間の交渉ではどうしても話が進まない場合は、もう少し上のレベルでの話し合いを試みる考えはあるか。

杉 その時になつて検討しよう。

伊 関 誰か適当な人物に杉代表とともにソウルに行つてもらうことも考慮しうると思う。

(7) 裴代表より、日本側では日本側の「考え方」で解決する場合、技術的にどのような方式を考えているのかと質したのに対し、伊闈局長より、大筋の話がついた場合には、双方の専門家間でお互いにとつて都合のいい形式を考えたいが、われわれの一応の試案では、交換公文により、日本側より「国交正常化を祝し両国間の友好親善を祈念しその民生安定と経済発展に寄与するためこれだけのものを供与する」との趣旨を述べ、これに対し韓国側より「日本側の公文を受領しその内容を了承し、これにより請求権問題が解決したものと認める」との趣旨を述べる方式を考えていると述べた。（伊闈局長は、また、もう一つの方式として、日本側から「日韓会談のすべての懸案が解決したので、、、これだけのものを供与する」と述べる方式も考えうると述べたところ、裴代表は、その方式では他の問題が解

決するまで請求権も解決しなくなると述べたので、伊闊局長より、もちろんある、日本側としては、他の問題が未解決のままで請求権だけ解決することは全然考えていないと念を押した。)

5. 次回の予定

8月24日午後3時より（但し、韓国側の本国との連絡が遅れれば延期されることもある）。

6. 新聞発表

「双方より簡単な挨拶があつた後、友好的な雰囲気の下に、今度こそは会談を妥結させるつもりで、請求権問題につき相当突込んだ意見の交換を行なつた」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除
情報公開室

別添1.

秘
まで

8月21日の会談における
杉首席代表の挨拶

私が日韓会談の首席代表となりましたのは昨年10月以来のことですが、実際に会談の内容に立ち入つて見ますと、それは誠に複雑多岐にわたつております、しかも問題のどれもが極めて難かしいこと外部にあつて想像していたところを遙かに超越しております。

しかしながら、過去10カ月の間に、これら複雑多岐でしかも困難な各問題について、相当程度にその実体を突きとめることが出来、そして、この間にこれら各問題についての双方の立場もおのずからある程度明らかになつたのは、冷静に考えれば偉せだと存じます。何となれば、如何なる交渉でも互いに譲り合う精神がなければ円満妥結の見込みがないわけですが、互いに譲り合うといつても、互いの立場なり考え方がわからなくては、何処を譲るべきかの見当が付かないからであります。

日韓会談は、その内容が複雑多岐困難なばかりではなく、その円満妥結を極力妨害しようとする勢力が存在することは御承知のとおりであります。私たちは、この勢力に対し、日韓会談に反対する論拠をできるだけ与えないよう努力するとともに、この勢力に会談反対の総力を結集する機会を与えないよう配慮して行かねばならないと存じます。

幸いにして、前に申しましたとおり、日韓会談を妥結させるための前提条件はある程度満たされております。私は、このような状況の下に開かれる今度の予備交渉の意義を極めて重要なものと考えております。貴代表もこの点全く同じお気持であると信じます。つきましては、お互に無用なかけひきはぬきにして、大胆率直に日韓会談を如何に早急に妥結させるかの方法についての考えを腹蔵なく述べ合い、もつて双方に満足すべき結果ができるよう全力を傾けたいと存じます。

もとより、この間において、お互の立場上、
聞き辛いと思われることも言わねばならぬこと
もありましょうが、しかも私たちの根本目的は
何であるかを見失わないよう心がけたいと存じ
ます。

少くとも私はその気持で今次予備交渉を成功
に導きたいと考えでありますので、貴代表におか
れても、この私の気持を十分お汲みとり願いた
いと存する次第であります。

秘密指定解除
情報公開室

別添2.

秘
まで

表代表挨拶

1962年8月21日

本日、ここに杉首席代表および伊闌アジア局長とまみえ、予備折衝を始めることになりましたことを私は喜ばしく思います。

かえりみますと昨年10月第6次韓日会談が始まられたとき、われわれは韓日間に介在する諸懸案を解決するため、6次会談を最後の会談にしようと、共に固い決意を表明したのであり、年末から今年の初めにかけて、われわれは事務折衝を大体終りましたが、この事務折衝だけでは妥結に困難なほどの差異があり、高位政治会談を通じてこれを解決するため、去る3月に韓日外相会談が開催されたのであります。

しかし、不幸にもこのような会談も所期の成果を達成することなく終ることになり、韓日間の諸懸案は、まだその解決をみていないのであります。

いま、われわれは会談妥結の新たな努力とし

て予備折衝を始めようとしています。

われわれは過去久しきにわたつて繰けられてきた事務折衝とこの前の外相会談の経験を土台として、大局的な見地から互譲の精神で問題を解決するためには努力しなければなりません。

いまでもなく、過去の韓日関係を清算するための懸案の解決とこれにともなう国交正常化は、ただわれわれ両国の利益のみならず自由世界の安全と繁栄のために重大な意味を持っているので、われわれは、このような認識の下に今度の折衝を通じて諸懸案が実質的に解決されるよう努力することを誓い挨拶に代えさせていただきます。

秘密指定解除
情報公開室

別添子

極秘

30部)内
29号

8月21日の会談における杉
首席代表の発言

次に一般請求権問題について申上げます。

一般請求権問題については、昨年11月の朴議長、池田総理会談の際にかなり突込んだ意見の交換が行なわれ、結局、韓国側が支払いを請求し日本側がその支払いに応じうるものは、十分に法的根拠のある請求に限られること、言いかえれば、韓国の請求の中には賠償的性格のものは含まれていないことが確認されました。そして、その後の請求権委員会の討議は、何が十分に法的根拠のある請求かを決定することを目的として、韓国側から各請求項目につき請求の内容、根拠等の説明があり、これに対し、日本側からは一般的な法律論とともに各項目についての一応の見解を表明して参りました。

しかるに、このような討議の結果、日本側が到達した結論は、去る3月の外相会談の第1日に、小坂外務大臣より発言し、書き物として韓

國側にもお渡ししたところに詳しく述じてありますので、ここでくり返すことは避けますが、要するに、平和条約第4条の規定から明らかのように、請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行なつてゐる南鮮地域およびそこの住民の日本国および日本国民に対する請求に限られ、かつ、請求権と称する以上、法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり、しかもその立証責任は請求する側にあり、加うるに、いわゆる「米国解釈」により、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅したは充足されたかを日韓間で協議決定することになつていますので、これらいくつかの要素を総合して考えるならば、請求権として日本側が支払いを認めうるのは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得の行く限度内で推定の要素を加味したとしても、精々 [] にとどまり、韓国側で期待しておられる

やに伝えられる数億ドルとははるかに隔りがあるのあります。

日本側におきましては、請求権問題の解決を重視し、相当多額のものを請求権として受領することを要求する韓国側の立場と只今申上げました日本側の立場とをどのように調整し、もつて日韓会談を軌道に乗せるかにつき、過去数カ月にわたり真剣な検討を加えました。その際、われわれは、将来永きにわたる日韓友好親善関係の確立と両国間の政治、経済、その他あらゆる面における協力増進が、アジアひいては世界の平和維持にも寄与するとの大局的意義についても十分の考慮を払つた次第であります。

このような検討の結果、日本側が到達した結論を一言にして申せば、請求権の解決ということではどうしても [REDACTED] しか支払い得ない、しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうとい

うことあります。もし、韓国側が、請求権を日韓両国の将来の友好親善関係樹立の大局的見地から「放棄」する、あるいは請求権の主張を行なわないという立場に立つて下さるならば、請求権という枠内で出し得る以上の金額が出しえることになるというわけであります。

日本側がここにこのような方式を示唆する最大の理由は、上述のように請求権の解決という立場を貫く以上、日本側で支払いを認めうるものなどなんにあまく見積つても精々 [REDACTED] にとどまるという制約があるので、この制約を脱却して、少しでも韓国側の要求額に近づくためにはこの方式によるほかはないからであります。

このような方式で問題が解決した場合には、われわれは、日本国民に対し、日韓国交正常化の大局的意義を説いてその理解と支持を得ることに努めるつもりであります。また、

請求権という名称を用いない結果、法律関係や事実関係が曖昧なものに支払いを行なうというような非難をも避けることができる考え方のあります。他方、韓国側におかれても、この日本から受取る金額を如何ように説明せられるかは別途工夫していただきて差支えない次第であります。そして、請求権の解決として日本から受領し得る金額は極めて少額にとどまるを得なかつたことが韓国国民に伝えられれば、結局は、韓国政府のとつた手段が最適のものとして是認されるのではないかと思うのであります。

なお、韓国側には、請求権という概念をそのまま残し、これに無償援助を加えた2本立て(ないしはさらに有償援助を加えた3本立て)の方式ではどうかというお考えがあるかとも思いますが、日本側としては、この方式を採用することは甚だ困難であります。何となれば、請求権の概念を残す以上、それに無償援助を加えた場

合、この無償援助は請求権の変形ないし偽装であり、請求権として支払いえないものを無償援助という概念を導入して支払うのであるということがあまりにも明瞭となり、経済協力の一つの方法だと説明しても、日本国民の納得を得られないからであります。すなわち、請求権という概念を残す以上、無償援助の概念を持ち込むことは難かしく、どうしても精々 [] しか支払いを認めえないという立場を維持せざるをえないであります。

今日 日本側より示唆した解決方式については、これが日韓関係正常化の大局的見地に立つて凡ゆる角度から検討した最善の方法だと信ずるものでありますので、貴代表におかれても、本国政府に十分慎重に御研究を求められ、何分の御回答をいただきたいと存じます。

なお、本日日本側から申上げたことについて御質問があれば何なりとお答えしたいと存じます。また本日日本側から提案した方式で問題を

解決することになった場合は、その表現や形式についてあらためて御相談し、双方に都合のよいものをつくり上げたいと考えていることを申し添えます。

秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第2回会合記録

3 7 8 2 4
北東アジア課

1. 日時 8月24日午後3時より4時30分まで
2. 場所 外務省707号会議室
3. 出席者 前回どおり
4. 議事次第
 - (1) 冒頭、斐代表より、別添のとおりの発言があつた。
 - (2) 次いで、崔参事官より、次のとおり発言した。

『21日の会合における日本側提案を本国政府に報告したところ、これに対する回転があつた。韓国側としては、請求権の主張はあくまで貢くという根本態度を維持するが、他方、日韓双方の見解の隔りを大局的見地に立ち、双方の国内事情を考慮しつつ、互讓の精神をもつて調整したいとの気持から、双方見解の相違部分を無償支払という考え方で埋め合わす案を考慮した次第

である。これは韓国側として最大の譲歩の精神で提示する妥協案である』

これに対し、伊闈局長より、21日の日本側提案は無償援助と長期低利の有償援助の2つから成り立っていたが、本日の韓国側発言はその前者のみに答えておられ、後者にはふれておられないが、これは韓国側としては現段階では有償援助に興味がないという意味かと質したところ、崔参事官は21日の日本側提案の重点は請求権問題を無償援助という概念により解決することにあつたと理解したので、本日はこの点に関する韓国側の考え方を明らかにしたのであり、有償援助については未だ話す段階に入っていないと考えていると答えた。伊闈局長より、さらに、最近韓国外務部が、有償援助は国交正常化の後に考える旨あらためて声明を発したようだが、その真意如何と質したのに対し、崔参事官は、この声明は韓国におけるこれまでの基本政策と現行国

内法令（外国よりの借款は正式国交のある国からのみ受けるとの趣旨）を述べたものにすぎず、あまり気にかけないでほしいと答えた。

- (3) 次に、斐代表より、日本側の数字を承わりたいと述べ、また、韓国側としても数字を述べる用意があることを明らかにした。
- (4) よつて、伊闊局長より、日本側としては 21日の会合で明らかにしたとおり、無償援助一本で解決する方式が最善と考えており、その金額は 1.5 億ドルであると述べた上、さらに、日本側ではこのほかに長期低利の有償援助を相当額供与する考えであるが、韓国側が現段階では議論したくないといわれる所以、具体的な金額は韓国側が有償援助を議論する気持になられたときになつて明らかにしたいと述べた。伊闊局長はさらに、有償援助につき、韓国側では権利としてうけとるべきものを借りるのはおか

しいという考え方をしているようだが、日本側では、無償援助にはおのずから限度があるので、これを補う意味で長期低利の有償援助を考えた次第であり、このような有償援助は、とくに最初の据置期間においては無償援助と同じ経済的效果があり、韓国側の経済5カ年計画に大いに役立つのではないかと考えているわけであり、現に日本は多くの国からこの種借款の申入れをうけ、断わるのに困っている実情だが、韓国側が現段階では無償援助の話に限定したいといわれる所以、本日のところは、将来興味をおこなれば有償援助として相当額を用意しているということだけ申上げておきたいと述べた。

これに対し、崔参事官が、参考までに日本側の考えている有償援助の額を聞かしてほしいと求めたのに対し、伊闇局長より、将来韓国側が有償援助をも含めて解決する

という考え方になつたなら、至急金額、条件等を確定するが、それほど固い考えはもつていないと答えた。

(5) 次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払いと無償援助支払いの2本立て方式を提案したわけだが、いま日本側から提示された1.5億ドルをこの方式にしたがつて分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊関局長は、日本側では二つに分けては考えていない。請求権／本ならあまく見積つて

■ くらいであることはかねて非公式に申上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助／本立てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粋の請求権はいくらかといわれれば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものに限定することになり、

■ よりずつと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

(6) 続いて、斐代表は、韓国側の数字として純請求権支払い3億ドル、無償援助支払い3億ドルを提示した。

これに対し、伊闈局長は、語氣厳しく次のとおり発言した。

『今日は会談妥結の最後の機会というところで、お互いに誠意を示し合うことになつており、日本側は [REDACTED] の額を提示したにもかかわらず、韓国側はたつた1億ドル減らしただけとはあまりにもひどい。もう少し真面目なリーズナブルな数字が出るものと思つていた。これは日本側の数字を聞いた上で適当な数字をいつたのではないか。あなた方のうけている訓令はもつと別の数字ではないか。このような非常識な数字を日本側が支払うものと本気で思つておられるなら大変な間違いである。この数字が世間にしたら、与党全體が会談の即時打切りを主張するようになるだろう。われ

われとしても交渉を続ける意思がなくなつてしまふ。』

崔参事官が、韓国側としては、金額も大事だが、日本側提案では請求権という名目が全然なくなる点を問題にしていると述べたのに対し、伊闈局長より、名目をどうするか、1本がよいか2本がよいかはこれから議論する必要があるが、そういう「考え方」が一致しないからといって金額を過大にいう理由はないと反駁した。また、崔参事官が、韓国側でも請求権と名がつくものは7億ドルから3億ドルに下げた点を了解してほしいと述べたのに対しては、伊闈局長より、3億ドルだけならそれもわかるがそのほかに変形したものが3億ドルくつついているのではその議論には全く説得力がないと応酬した。

(7) 裴代表より、過去2、3日間韓国の新聞にいろいろの記事がでているが、あまり気にかけないでほしいと述べた後、明25日(土)報告のためソウルに帰り、27日(月)帰任する予定だが、自分から韓国ハイ・レヴェル筋に伝えるべきことがあれば承わりたいと述べたのに対し、杉代表より、日本側としては有償援助も同時に解決したい。有償援助は決して冷たいものではなく血のかよつたものであるということをお伝えいただきたいと述べた。

(8) 伊闈局長より、21日の会談で韓国側はやや高いレベルの会談のことについてふれられたが、どの程度具体的に考えておられるのかと質したのに対し、裴代表は、その点もソウルで相談して来ようと答えた。伊闈局長は、現状のままで高いレベルの会談を開くならば、この予備交渉をやらなかつたのと同じだと述べた。

5. 次回の予定

8月29日(水) 午後3時より

6. 新聞発表

「前回に引き続き、良好な雰囲気の下で、請求権問題の解決に努力した。2回の会合により、金額の点もふくめお互いの考え方がはつきりした」とすることに意見が一致した。

別添

(仮訳)

8月24日の会談における
裴首席代表の発言

去る8月21日の会談において貴代表が行な
われた発言に対し、その間韓国側では慎重な検
討を加えたところ、これに対する韓国側の見解
と立場を明らかにいたします。

一般請求権問題に関しては、1960年10
月に開かれた第5次韓日会談予備会談で、韓国
側が提出した対日請求要綱8項目が具体的に討
議されて以来、韓国側は本請求の沿革と根拠に
関し詳細な説明を行なつてきました。請求権委
員会でこのような討議が進められてきた過程に
おいて現われたいくつかの問題点については、
すでに韓国側の説明を通してその立場が明確に
されたので、あらためてこれをくり返す必要は
ないものと思います。しかし貴代表が日本側の
立場を述べられたので、私としても韓国側の立
場を簡単に申上げようと思います。

韓国の対日請求要綱が法的根拠に基づき、

関係証拠または合理的な方法により算出されたものだということは再言を要しません。本請求権は大韓民国政府が国際連合により認められた韓国の一の合法的政府であることから当然韓半島全域にわたるものであり、また、懸案の請求要綱が1952年2月21日に韓国側によりはじめて提出された時、韓国側は1951年9月8日に調印された対日平和条約の第4条(1)項で日本が在韓日本財産処分の効力を認めた事實を十分考慮に入れ、その対日請求を最少限に局限したものであるので、1957年12月31日付米覚書で言及された「考慮」がすでになされたものであります。

このような基本的立場に立つて韓国側は今まで請求要綱の項目別にその法律関係と事実関係を詳細に説明してきましたが、これに關連しつけ加えるべきことは日本側も認めているよう終戦直後から米軍が韓国に進駐するときまでの空白期間中に起つた混乱とまた韓國動乱によつて起つた混乱等の不可抗力の状況により多くの証憑資料が失なわれており、ことに終戦後すでに17年が経過した事実を考慮するとさ証憑資料の保全が不可能であつた部分については当然条理による推算で補完されなければならないものであり、これが韓国と日本が外交交渉により本請求権の解決を図つている一つの所以であります。

法理論をはなれても久しい時日にわたつた日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関關係にかんがみ、日本が対韓請求権をもつていない今日、韓国が日本に対しほう大な額の請求権を有するということは明白なことであ

ります。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によつて算出したものであるかは存じませんが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやつと [REDACTED] にすぎないといわれましたことは私として意外だといわざるをえません。韓国の対日請求額は要綱の項目別討議を通して日本側がすでにその輪郭を御存知のことと思いますが、このような請求は法的根拠による合理的なものであり、妥当性のあるものだという点を再び強調しておきたく思います。

韓国の対日請求権の解決は韓日両国間に存在する請求額を清算するという意味のほかにもう一つの大きな意義があります。それは韓国国民の気持としてはこの請求権の弁済が韓日間の好ましからざる過去を清算するという一つの象徴だということあります。韓国側が10余年にわたる韓日会談で本請求権の解決を重視し、韓国民が、また、これを大きな関心をもつて注視してきた所以がここにあるのであります。したがつて、対日請求権はその本質からみてもまたその所以からみても請求権／本で解決を期さなければならぬ絶対的理由があるのであります。

しかし、本請求権を含む諸懸案の解決のため日本側と交渉するにおいて韓国側は一つの大きな原則を念頭においてきたのであります。8月21日の会談で私も申上げましたように韓国側は韓日両国間に介在する諸懸案を早急に解決して国交を正常化し、両国間の関係を信頼と協力

の土台の上におくことが両国の今後の共同繁栄と極東地域の平和と安全を図るために重大な要素になるのであります。韓国側は今までの日本側との交渉において、このような配慮からはなれたことはなく、請求権問題についてもこれを「政治的折衝」を通じ解決することにも異議がなかつたのであり、去る3月の外相会談に臨んだ韓国側の立場はこのような配慮に立脚していたのであります。また、その後においても韓国側は本問題の解決のために努力を惜しまなかつたのであります。

とくに韓国の現革命政府は大局的な見地から韓日両国の国交を早急に正常化しなければならないという確固たる方針を立てて政府要人が數回にわたり日本を訪問することにより相互の意見交換及び雰囲気の造成に努力してきたのであります。

ここに去る8月21日に貴代表が提示された構想は、私が予期していたこととは相当の隔りが

あるものでありました。しかし、韓国側としては本交渉を進捗させようという真摯な意図の下に韓国内の国民世論等の難しい国内事情と対日請求権がもつてゐる独特の意義及びその理論などからみてその解決が純弁済支払方式以外のものでは到底ありえないものであるにもかかわらず、日本側の事情が請求権に対する純弁済だけでは韓国側が満足するだけの額を支払うことが困難だという事情を考慮して日本側が請求権の解決という枠内で純弁済と無償支払という名目の下に各々その額面で最大限の誠意をみせることを前提にわれわれとしてはなしがたき譲歩をしてまで本問題の解決のため一つの建設的な方策としてここに次のような構想を示唆するものであります。

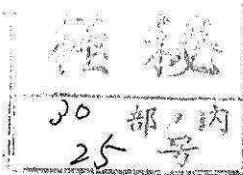
これに関連し付言したい点は日本側は日本国民を納得させなければならぬ事情があるであろうが、日本側に事情がある如く韓国側にも国内世論と国民感情等、さらに難しい問題と事情

があるということを日本側も認識して下さることを望みます。

終りに韓国側としては請求権問題において最も重要なものは支払名目と金額であるので、支払名目は金額と分離して論議する性質のものではなく、同時に検討することが本問題の解決を促進する方途だと思います。

以上申上げたことに対し、日本側が慎重に考慮をし、貴代表も申されました如く互譲の精神で本交渉に大きな進展が速やかになされることを望む次第であります。

秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第3回会合記録

37.8.29
北東アジア課

1. 日 時 8月29日午後3時より4時30分まで
2. 場 所 外務省707号会議室
3. 出席者 前回どおり
4. 議事次第

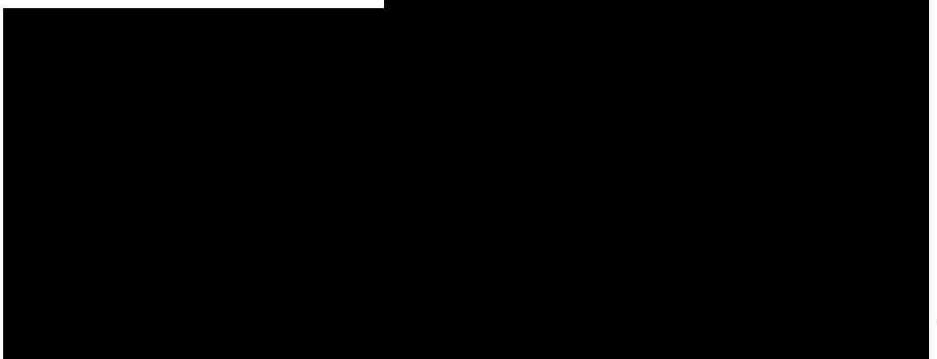
(1) 冒頭杉代表は、今度帰国して韓国政府首脳部に会つてきたが、韓国側の会談妥結に対する熱意は変つておらず、お互いに誠意と熱意とをもつて話し合いをまとめたい方針であることを確認してきたと述べ、さらに、請求権問題の解決の方針についても指令をうけてきたと述べ、杉代表より、その内容を具体的に伺いたいと促したのに対し、次のとおり述べた。

『韓国側は、請求権問題を両国の立場やそれぞれの国民に対する説明の都合等を考えて何とかうまくまとめる方法はないかと研究した。その結果、韓国側としては、日

本側の都合に合うよう純弁済と無償援助との二つを合わせて、本の数字としてもよいと考えるに至つた。そして、その名目としては、日本側より「韓国側の要求する請求権を解決する目的で、純弁済と無償援助をふくめて、これだけの額を支払う」との趣旨を言つてもらい、韓国側は「これだけの額を受領したので、請求権は解決した」と答えることにしたい。こういう表現ならば韓国国民に対する説明も可能と思われる。日本側の支払うものの中に請求権もふくまれていることは明らかであり、あくまで請求権の支払いを要求せよとの韓国国民の強い世論もあるので、これらを勘案して、このような提案を行なう次第であるから、韓国側の立場もよく考慮してこの提案を検討してほしい。』

(2) 伊闇局長より、先日の日本側の提案では、日本側からは「無償援助を供与する」との

み言い、韓国側から「請求権は解決した」と答えてもらうことを考えており、もし、今韓国側が言われたように、日本側から「請求権の解決として」というような表現をとれば「請求権の支払い」というのと同じになり、日本側提案のうま味がなくなると述べ、重ねて日本側提案の意義を説明した。これに対し、崔参事官が、もし韓国側が日本側提案を受け入れた場合は、その総額が非常に大きければともかく、わずか1.5億ドルでしかも請求権といわないということでは国民は到底納得せず、韓国政府指導者としてもこのようないい解决には踏みきれないと思うと述べたのに対し、杉代表より、日本側は請求権といわざいとはいつていはない、「請求権は解決した」という表現を用いる

(3) 伊関局長より、


これに対し、崔参事官が、日本国債の現物もあると述べたのに対し、伊関局長は、たとえ国債の現物があつても、それが終戦時韓国人保有のものだつたか日本人保有のものだつたかを識別することは今となつては殆んど不可能だと思う。請求権といえばすべてこのような困難があるわけであり、この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。また、崔参事官がたとえ国債1枚でも現金1円でも法的根拠がある以上、韓国側の立場としては請求権がないとはいえないと述べたのに対し、伊関局長は、請求権があることは確かだが、計算の

しようがないから計算しないですむ方法を
考えようと提案しているのであると答えた。

(4) その後双方の考え方を調整するための意見交換が行なわれ、最後に伊闘局長より、韓国側提案のままでは無理と思うが、日本側から出す文書の中のどこかに日本側の渡す金額に請求権が含まれていることがわかるような文句を入れることが出来るかどうかにつき条約局に研究してもらうことにしようと述べた。

(5) 次いで、崔参事官より、今度の折衝では方式と数字の双方が大事であることは前回も話合つたとおりであり、方式と平行して数字についても歩み寄る必要があると述べ、裴代表は、自分の方も非常に彈力性のある訓令をもらつてきたから、先ず日本側から上がれるところまで言つてほしいと述べた。これに対し、伊闘局長は、日本側としては今度の折衝はかけひきなしでやるというつ

もりで、前回の会合で訓令の最大限の数字を申し上げた次第で、新しい訓令を得ない限りこれ以上上がれない。これに反し、韓国側は訓令を水ました数字を示されたものと思う。についてはこの際韓国側がもつと下げたりーズナブルな数字を出されるのが先決であり、現状のままでは日本側として上層部に新しい訓令を仰ぐことすら無理だと思うと述べた。

崔参事官は、さらに、日本側が1.5億ドリより上げないので話にならず、韓国側だけ一方的に下りるわけには行かないと述べたのに対し、杉代表は、率直に申して、先日示した数字は現在もらっている訓令では最終的なものであり、それ以上のことは韓国側の模様もみた上であらためて打合せをする必要があると述べ、伊闢局長よりは、韓国側はいま一方的に下げるわけには行かないといわれたが、そもそも現在の双方の

数字は同じ出発点に立つておらず、日本側が最大限をいつたのに対し、韓国側は水まじしているのだから、その水を除いてもらつてはじめて同じ出発点に立つたといえるわけであり、もし韓国側がリーズナブルなところまで下がれば、われわれとしても考えてみる用意があると述べた。

(6) その後、双方の間で、先ず韓国側が下げるべしとの日本側主張と韓国側が下げるときに日本側も上げるべしとの韓国側主張とをめぐつて種々応酬があり、最後に、杉代表より、要するに、韓国側のうけておられる訓令では、日本側が1.5億ドルから上がらない限り、韓国側としては6億ドルから下りられないわけかと念を押し、韓国側がこれを肯定したので、杉代表は、それではわれわれの方で相談してみようと述べ、さらに伊闈局長より、ともかく大臣の意向を伺つてみると、自分の感じでは、このように数字が開いていっているのでは日本政府の首脳部は打開の方法を真面目に検討する気にならないのではないかと思う。韓国側は、誠意を示すといひながら6億ドルを固執するのではあまりひどすぎるようと思ふと述べた。

(7) 杉代表より、日本側はかねてから長期低

利の有償援助にも言及しているのだが、韓国側はまだこれを詰合う用意はないのかと質したのに対し、裴代表は、適当な時期がきたら条件等を詰合いたいと答えた。また伊闕局長よりは、日本側が有償援助の話をもち出しているのは、有償援助供与に伴なう経済効果も併せて考えた方が韓国側としても全体がのみやすくなると思って申上げているのだから、韓国側でもこのことを念頭において考えてほしいと述べた。また、崔参事官が、日本側は有償援助の額をどの位考えているかと質したのに対し、伊闕局長より、大体無償援助と同じ位を考えているが、有償援助の方はあまり厳格には考えておらず、適切な事業計画などがあれば利率その他の条件などでいろいろ工夫する余地があると答えた。

5. 次回の予定

9月3日(月)午後3時より

(崔参考官より、次回会合ではお互に新しい数字を出し合うようにしたいと述べたのに対し、伊藤局長より、その点は今なんともいえない、しかしどもかく集まることにしようと答えた。)

6. 新聞発表

「主として請求権問題の考え方につき意見を交換した結果、考え方につき多少歩み寄りができるかもしだいという感じをうけるようになつた」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第4回会合記録

37.9.3
北東アジア課

1. 日 時 9月3日午後3時より4時まで
2. 場 所 外務省235号会議室
3. 出席者 前回どおり
4. 議事次第

(1) 先ず、伊闌局長より、前3回の会合において請求権問題の解決に関する双方の立場が明らかにされ、双方とも、本日のところ、とくに新しく述べることもないで、本日の会合では1時間位雑談を交わすこととしたいと前置した後、ひとつだけこの機会にお願いしたいことがあるが、それは、日韓国交が正常化したという前提に立つた場合、韓国側は韓国の5カ年計画において日本から最大限との程度の規模の協力を期待しているか、また、とくにどのような部門への協力を期待しているかについて、至急本国

政府にお問合せの上、できれば2、3日中にでも何分の返答をいただきたい、これはとくに池田総理から依頼されたことで、総理がいろいろものを考えられるときに必要なようであると述べ、韓国側はこれを了承した。

(2) その後、双方の間で、韓国の5カ年計画その他に關し雑談的な話合いが行なわれたが、そのうち日韓会談に関連のある部分を摘記すれば次のとおりである。

(i) 在日韓国人の法的地位の問題に關し、裴代表より、日本政府は韓国の國民登録を行なわないものを如何に扱う方針かと質したのに対し、伊闊局長は、一定期間内に韓国國民であることを證明する文書を添付して申請したものに永住権を与えるが、その期間内におそらくほとんどすべての者が永住権を取得するのではないかと思う。その期間が過ぎても申請しなかつた者の取扱いは、その時になつて、申請しなかつた者の人數等もみた上できめるのが適當と思つていると答えた。

(ii) 漁業問題に關し、崔參事官より、現在の予備交渉では差當り請求権の話だけをしているが、12月か1月までには日韓

間の懸案全部のバランスが合うようにして調印することになつてゐるわけであるところ、日本側の漁業協定案の用意はできているのかと質したのに對し、伊闊局長より、漁業問題解決に関する日本側の基本的な考え方は韓国側の漁業代表がよく御承知の筈である。協定をまとめるには2カ月位はかかると思うので、現在の請求権の話がまとまりそうな情勢となつたら、直ちに漁業委員会を開く必要があると答えた。崔參事官は、韓国側としても、請求権の目途がつきそうになつたら漁業協定の話に入る用意があると述べた。

(4) 竹島問題に關し、伊闊局長より、請求権の目途がつきそうになつたら、日本側は竹島問題も取上げる予定である。要するに日韓国交正常化と同時に（または正常化後直ちに）竹島問題を I C J に提訴

することを韓国側が約束してくれればよいのである。日本の国会でいつも問題になつてゐる以上、日韓間の関係条約審議の際、竹島問題の話もついていと説明できる必要がある次第であると述べた。これに対し、裴代表は、竹島問題は日韓会談の懸案ではないから、懸案が片付き國交が正常化してから取上げはどうかと述べ崔參事官も、韓国側としても、たとえ小さな島でも、いつたん取上げられれば領土として主張せざるをえず、折角大きな問題でまとまつてこの問題で全部がこわれては困ると述べたのに対し、伊闈局長より、それだからこそ公正な第三者たる I C J の判定に任せようと提案しているのである。ただ、あまり公になるとそれぞれ国内事情もあるから、なるべく新聞に出ないやり方にしてことには異存なく、要するに話さえついてればよいのであると述べた。

5. 次回の予定

9月6日(木)午後3時より

6. 新聞発表

「良好な雰囲気で請求権問題を討議し、金額の問題にもふれた。この問題は極めて難しい問題なので、今後何回も論議する必要がある」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除
情報公開室

極秘
30 部・内
25

日韓予備交渉第5回会合記録

3 7. 9. 6
北東アジア課

1. 日 時 9月6日午後3時より4時まで
2. 場 所 外務省235号会議室
3. 出 席 者 前回どおり
4. 議事次第

(1) 先ず、杉代表より、卒直に申し上げるが、われわれは、いま上層部の責任者といろいろ相談をしている段階であり、前回会合の時には本日の会合までにはなにか具体的なことを申し上げられるかと思ったのだが、本日のところまだ相談がついていない状況である。私としては引き続き誠心誠意努力するつもりであるから、どうかもうしばらく御猶予ありたいと発言した。

次いで、伊闌局長よりも、大平大臣や杉代表が総理に会つて一生懸命いろいろ相談されているのが現状であり、他方、大平大

臣は 7 日夜から 11 日朝まで四国へ帰られる予定であり、また、同大臣は 15 日には国連総会出席のため出発されるので、あれこれ勘案して、大臣出発前に本予備交渉をもう一段階進展させるためには、本日から 1 週間後の 13 日に次回会合を開くのが適当と思うと発言した。

これに対し、裴代表および崔参事官は、日本側が今日は間に合わないといわれるならば致し方ない。いま日本側がいわれた 15 日前にもう一歩進展させようという考え方を了承すると述べた。

(2) その後、双方の間で、雑談的な話し合いが行なわれたが、その間次ののような発言があつた。

(1) 崔参事官より、前回会合で伊闇局長が、韓国側において韓国の 5 カ年計画に日本からどの程度の規模の協力を期待しているか知りたいとの希望表明があり、早速

これを本国へ伝達したが、本国からの返事によれば、軍事政権が現在の5カ年計画を立案した当時は日韓会談がいつ妥結するかの見込みが立たず、現計画の枠内には日本からの協力は考慮されていない。従つて、現段階では日本からどの程度の協力を期待するかという数字をいえない。しかし、現計画は短期間に作つたため完全なものではなく、いずれ調整する必要があり、また、日韓会談が妥結すれば、日本との協力という見地からの調整も当然行なわれることになろうと述べ、さらに、来る17日から1週間訪韓する植村甲午郎氏らの経済便節団が現地でいろいろ意見交換の機会をもたれることは相互の理解増進に極めて有益であろうと付言した。

(ロ) 伊闊局長より、最近いろいろのところで韓国問題の話をすると、韓国の将来性はどうかという質問が屢々提起される。一般の

日本人は、南北に分断し地下資源に乏しい南鮮部分だけで、どこまで韓国が自立できるかに疑問をもつてゐる。自分としては、2500万の勤勉な人口をもつ韓国は経済組織さえでき上ればよい国になると思い、そのように説明しているが、韓国側において、韓国は5年後、10年後にはこうなるというような適当なPR資料があればいただきたいと述べ、韓国側は提供を約した。

5. 次回の予定

9月13日(木) 午後3時より

6. 新聞発表

「請求権の処理方式や金額について引き続き討議を行なつたが、話し合いをこれ以上進展させるためには、双方とも新訓令を仰ぐ必要があり、そのため次回会合までに1週間の間をおくことになつた」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除

情報公開室

アジア局長

ト部参事官

北東アジア課長

極秘
まで

日韓交渉第5回国会記録追補
(北東アジア課記録用)

表代表より、請求権のほかに譲り受けたもの

地位の解決しなければならぬのか、これら

をどのように扱えはよいと思うかと述べた

A(日本) 伊賀局長より、基本関係、船舶、文

化費は大して時間を要しないだろうが、譲り

受けた地位は どうして 12ヶ月位はかかると

思う。日本側ではいつて(締め合意があから

韓国側さえよければ、いつて(締め合意を) 討議を開始できること

答えた。これに対し、審参事官は、先ず少額の

代表として専門家を東京へよんで、対談を

始め、進展について數えましたところが

~~と想ひます~~ 請求権の辺りで長らく止りました。

他の問題の対談も進展している方が、対外

的立場合は：よからずと述べた。また、報

代表が、あまり専門家だけに任せたくない

いつまでもまとまらないから、もう少し政治的な

議論ではどうかと述べた。されど、伊開

局長は、先に専門家にまとめるという方針で

話を聽きさせ、まとまらないものはすぐ

上にあげて解決をはかるのかよからずと述べた。

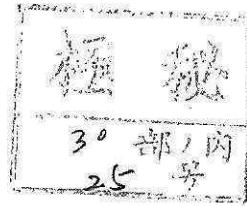
結局、2月20日頃から両委員会の討議を再開

することを目標として、韓国側は本因ひ請割

するところだ。本日のところまでは新聞等には

一切黙っていることを申し合わせた。

秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第6回会合記録

3.7.9.13

北東アジア課

1. 日 時 9月13日午後3時より4時10分まで

2. 場 所 外務省235号会議室

3. 出席者 前回どおり

4. 議事次第

(1) 先ず、崔參事官より、この1週間われわれの方でもこれまでの経緯やこれから進め方につき本国政府に報告し、本国政府からもいろいろと指示があつた。日本側にもいろいろ国内事情があることはよく承知しているが、韓国側にも交渉を進めるに当つて困難な事情が少なくない、日本側は韓国が流つた1億ドル下がつただけだといわれるが、韓国側の立場から申上げれば、請求権の金額に劣らずその名目を大事に考えており、そういう意味からいえば、純請求権では7

億ドルから3億ドルまで下がっているわけであり、しかも純請求権と無償援助とを一本の数字にすることにも同意しているわけで、韓国国内から何故一万的に譲つてばかりいるのかとの批判をうけるおそれがある次第であると述べた。これに対し、杉代表より、国民感情の点は日本側も同じであり、これを頭に入れ、しかも後に尾をひかぬような解決を計るようお互に苦心しているわけであると述べた。

(2) 次いで、崔参事官より、今日はお互に新しい数字を示し合うことになつてゐるが、相互に近寄る程度がちがつていては却つて紛糾のもとになると述べたのに対し、杉代表は、お互に少しずつでも近寄る努力を払い、それでも行き詰まれば新しい指示を仰いでさらに進むほかはなかろうと述べた。

崔参事官より、前回お互に提示した数字につき、双方とも相手方の数字が十分誠

意のあるものではないという感じをもつており、今度また新しい数字を出し合つても、自分の方は誠意ある数字と考えても相手方は誠意が不足していると考える可能性もあるので、果してこの段階で数字を示し合うのがよいか、それとももう少し慎重検討してもつとよい機会になつてから示し合うのがよいか判断に迷つていると述べた。これに対し、伊闌局長は、前回は日本側が数字を出し、韓国側はこれをみて適当な数字をいつたのだから、今度は先ず韓国側から出し、日本側はこれをみて適当な数字をいう順番であり、それではじめて双方の立場が平等になるわけだと述べた。

(3) 裴代表より、韓国側としては、日本側が歩み寄るならば韓国側も大いに歩み寄る用意があり、今自分のうけている訓令では、韓国側が1億ドル下がつたなら日本側にもその半分の0.5億ドル上がつてほしいという内容になつていると述べた。これに対し伊蘭局長は、それは問題にならない。日本側では5億ドルくらいが出発点であるべきだと考えており、この程度では韓国側が歩み寄りを示したものとはみなしえないと述べた。これに対し、崔参事官は、自分が先程今日は数字を出さない方がよいかもしれないといつたのは、このような話になることを心配したからであり、今の裴代表の発言も仮定の話であり、正式な提案とはみなさいでいただきたいと述べた。

(4) 崔参事官は、韓国側は金額で1億ドル下がつた上、形式でも請求権1本やりから二度も譲歩を行なつたのに、日本側は金額で

[REDACTED] がつただけで、内容では歩み寄っていないと述べたのに対し、伊闈局長より、韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが、日本側が法的根拠のある請求と認めうるものは精々 [REDACTED] でありこれを1.5億ドルに上げたのは大譲歩であり、しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず、もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることでさらに譲歩しているわけである、何れにせよ、先に斐代表のいわれた5億ドル対2億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから、その旨はつきり本国政府に報告されたいと述べた。

- (5) 斐代表より、非公式に伺いたいが、もし韓国側が正式に5億ドルといつたら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊闈局長は、そのような数字では全然上げなくてもよいところだが、それではあなた

6

方に悪いから 1.7 億ドルと申し上げよう、

これは外相会談の際の [REDACTED]

[REDACTED] であると答えた。

- (6) 裴代表より、今日申し上げた数字はすべて非公式なものとして忘れていただきたく、お互に 6 億ドル対 1.5 億ドルという元の数字に戻つたことにしようと述べ、日本側もこれを了承した。
- (7) 崔参事官より、前にも非公式に御相談したことがあるが、請求権の結論が出た後に他の懸案の討議を始めたのでは時間がたりなくなるおそれがあるので、とりあえずその中でもとくに時間のかかりそうな漁業と法的地位について、請求権と併行して話を進めるのがよいと思う、さし当りは法的地位 1 人、漁業 2 人の関係者を東京に呼び、双方首席代表の指示をうけて関係者間で話合つたり、また必要によりわれわれと一onis に話をしたりするのがよいと思うと述べ、また、裴代表も、報道関係者は本日の会合を非常に重視しているので、本日の会合の結果、漁業、法的地位その他の懸案も併行

的に話合うことになつたと説明すれば、内外によい印象を与えると思うと述べた。これに対し、伊闊局長は、同意する旨述べるとともに、専門的なことは専門家に討議させ、大きな問題はわれわれのところでまとめるのがよいと思うと述べた後、日本側においても早速具体案を作つて準備するから、これらの討議は再来週月曜からということに予定しようと述べた。

(8) 伊闊局長より、8月24日に日本漁船が韓国漁船に衝突したという話が韓国側からあり、目下日本側で事情調査中であるが、この事件が動機となつたかどうかは知らぬが、8月31日には李ライン外で日本漁船が韓国警備艇の追跡をうけ、網を切つて逃げたところ、警備艇がその網を揚収した事件が起り、さらにその後李ライン付近に韓国警備艇が数隻いて日本漁船の立入りを防止しているとのことだが、従来から、日韓

会談継続中は、韓国側は漁船拿捕を抑制し、日本側はあまり大っぴらに李ライン内に入らず常識的な限度を守るという紳士協定で大体うまくいっているのだが、上述のように李ライン内に一歩も入れないということでは日本側関係者は大打撃をうけるわけで、昨日も金子岩三代議士らから強い申し入れをうけた次第であるので、この点十分考慮ありたいと申し入れた。

5. 次回の予定

9月20日(木)午後3時より

6. 新聞発表

「双方とも本国政府に請訓しその指示をうけて会談し、主に請求権の話をしたが、双方とも新提案を行なうまでには至らなかつた。しかし、双方の立場が漸次接近する見透しはある。請求権と併行して他の諸懸案も討議することとなり、先ず25日より漁業と法的地位を討議することとなつた」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除
情報公開室

極秘

30

25

日韓予備交渉第7回会合記録

37.9.20
北東アジア課

1. 日 時 9月20日午後3時より4時5分まで
2. 場 所 外務省335号会議室
3. 出席者 前回どおり
4. 議事次第

(イ) 冒頭、崔参事官(9月17日一時帰国、19日帰任)から次のような発言があつた。

「今度の帰国は、特別の目的はなく、これまでの会談の経過につき詳しく述べるためであつた。自分としては、なんとか早く会談を妥結したいとの気持から、朴議長以下政府首脳に会つて請求権の解決方法についていろいろ話してきた。韓国側としては、これまでしばしば述べたように、請求権の数字とともに名目も大切であり、数字と名目とを結びつけて如何に歩み寄るかを考えざるをえない。そ

ことで、名目については、日本側が研究を約されたので、その結果に大いに期待している次第である。また、数字について韓国側としては、常識的に差のない比率（注、先方の用いた表現）で、お互に理解し合えるような形で歩み寄る必要があると考えており、韓国側が前回非公式に 6 億ドルから 5 億ドルに下がつたのに対して、日本側も 1.5 億ドルから 1.7 億ドルではなく、2 億ドルまで上がるべきであると考える次第である。自分は日本側の事情も理解してなるべくやわらかく説明したのだが、崔外務部長官のみならず、朴議長、金情報部長も全く同じ考え方で、自分は却つてしかられた次第である。』

これに対し、伊闢局長は、要するに今のお話は、前回会合で言われたことと同じで少しも進んでいない。これでは日本側は受けようがないから、重ねてその旨本国政府

にはつきり伝えてほしいと述べた。また、
裴代表が、今自分のうけている指令では、
韓国側5億ドル、日本側2億ドルという線
以上には進めないので、前回非公式に話合
つたこの数字を公式なものにしてはどうか
と述べたのに対し、伊闈局長は、そのよう
な数字には絶対に応じられない。まだ時間
もあることではあり、韓国外務部が指令を
変えるまで待つつもりだと答えた。

崔参事官は、崔外務部長官が9月末か10
月初め国連総会出席のため渡米するので、
渡米出発前にこの会談をもう一歩前進させ
たいと思って努力したわけだが、本国政府
では、日本側が2億ドルならば韓国側は5
億ドル以下は全然だめだという結論であつ
たと述べた。

(2) 崔参事官より、請求権の数字については双方の考え方がなかなか一致しないが、それでも他の懸案の討議も行ないながら漸次相手の近え方を探り合つてはいる状況なので、韓国政府の一部には、大体相互に相手方の肚がわかつた時分に、現在の予備交渉を一挙に政治折衝に移す方がよからうという意見もあつたと述べた。これに対し、杉代表は、予備交渉において凡そこのようなラインでまとめるという基礎工事ができた上でなければ、政治折衝をやつてもまとまらないのではないか、また、これを引受ける人もないのではないかと述べた。

(3) 褒代表より、今朝の毎日と読売に、日本政府消息通の語つたところとして、韓国側が請求権3億ドルまで下がり、また無償援助方式をも受諾したという記事が出ていたので、自分から早速この記事は事実無根である旨のステートメントを出しておいた

と述べた。

伊闌局長より、韓国側は最終的には3億ドルまで下がるだろうということは、今や日本の政界、財界首脳の常識となつているようで、われわれもよくそのような話を聞くと述べたのに対し、崔参事官は、韓国の政界人、経済人、学者等がしばしば来日して日本側政界人や財界人と日韓会談の話をするとき、常識的な考え方として、韓国は5、6億ドルの金を必要としており、それを無償と有償半々位にしたらよかろうというような話も出て、それが3億ドル説になつているのではないかと思う。この点につき、今度帰国した時、最高会議や外務部で確かめてみたところ、そんなことは全く根拠のない全然あり得ない話だとのことであつたから、この予備交渉で出た話以外は一切信用しないでいただきたいと述べた。

(4) 崔参事官より、前回会合で漁業および法的地位の討議も開始することに合意した際これらの問題については、われわれだけでは専門知識が不足なので、専門家を補佐として出席せしめて討議しようということになつた次第だが、日本の新聞には、中断中の分科委員会が再開されるように報ぜられており、われわれの了解とはちよつとくいちがう印象をうけたと述べた。これに対し伊関局長は、自分の了解では、いきなりこの席で議論せず、先ず専門家同士で話合い難しくなつたらこの席で取上げ、さらに専門家同士で話を続けさせるというやり方がよからうということであつたと述べ、韓国側もこれを了解した。

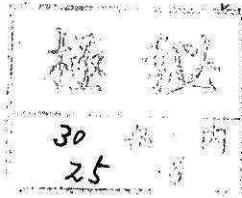
5. 次回の予定

9月26日(水)午後3時より、漁業および法的地位の代表をも出席せしめて開催する。

6. 新聞発表

「前回に引き続き請求権問題を討議した」とすることに意見が一致した。

秘密指定解除
情報公開室



日韓子備交渉第8回会合記録

37.9.26

北東アジア課

1. 日 時 9月26日午後3時より同50分まで
2. 場 所 外務省235号会議室
3. 出 席 者 前回どおり
4. 議事次第

本日の会合においては、請求権問題については日韓双方ともとくに発言することなく、また、漁業および法的地位の韓国側専門家の来日が若干遅れたので、これら二件の討議は次回会合より開始することを申し合わせ、その後、主として次のような話し合いが行なわれた。

(1) 伊代表より、植村訪韓使節団はどのような印象をもつて帰国したかと問うたのに對し、伊闘局長は、非常にいい印象をうけたようだ、植村氏は韓国側も極めて熱心だからこの際日本側としても是非まとめるべき

の積善論を抱き、この趣旨で總理にも詳しく述べたと聞いていると答えた。

(2) 崔參事官より、9月24日のワシントンにおける大平・ラスク会談につき質したのに対し、伊闈局長より、電報による報告をみた限りでは、それほど突込んだ話をしたわけではなく、原則的に会談の早期妥結が望ましいという話があつたようだ、そのほかに、大平大臣より従来の米国の大韓援助がとかく無駄に使われていたので今後は日米がよく相談して援助資金が有効に使われるようになりたい。援助資金が韓国再建に真正に役立つなら日本国民もよく理解すると思うと述べ、ラスク長官もこれに同感の意を表した模様であると答えた。これに関連し、崔代表は、先般自分が帰国して政府高官と詰合つた際にも、日本からの有償、無償の援助の使い方の話が出たが、韓国側としては、どこの水力発電所とか、どこからどこ

まで（例えば釜山から東海岸沿いに江陵まで）の鉄道とかのまとまつたものを建設してもらい、日本からもらった金がちゃんと残るようにしたいと考えているとの説明をうけてきたと述べた。

次いで、金鍾泌中央情報部長が 10月 20
日到着を予定し、その後渡米することが話題と
なり、崔参事官より、金部長は、かねて千
葉三郎代議士に対し 10月 22日の M R A
小田原大会への出席を約束しており、また、
米国から 2回も招待をうけているので、こ
の二つの義理を果すために今次旅行がきま
つた次第だが、来日の機会に、池田総理及
び大平大臣とそれぞれ二人きりで、もしく
はお二人と一緒に会談の機会をもちたいと
思うので、予め日本側と打合せておくよう
に指示をうけたと述べた。これに対し、伊
蘭局長より、本予備交渉における請求権の
話し合いもなかなか進捗しないので、金部長
来日の機会に、池田総理と会談妥結の方策
についてゆっくり話合われるのは非常によ
い機会だと思うと述べ、韓国側もこれに同
意の意を表した。

その後、池田・金会談の日時及び場所につ

にてとりあえずの意見交換が行なわれたが、伊闌局長より、池田総理としてはなるべく週末を避けたい意向なので、できれば金部長が 19 日に来日し、20 日（土）午前中に会談することが望ましく、場合によつてはその翌日にでも再度会談できる時間的余裕を残しておくのがよいと思うと述べ、さらに、この池田、金会談で肚を割つた話が行なわれ、大体これでいいとなれば、それを表面には出さないでおき、その後政治折衝を開き、表面的にはその折衝で話がまとまつたことにするのがよいと思う。韓国側としても金部長来日の際に話がまとまつたということでは国内的に具合が悪いのではないかと述べた。

結局、金部長来日の際の具体的日程については、日韓双方の都合を再検討の上、追つて確定することとなり、当分は外部には一切話さないことを申し合わせた。

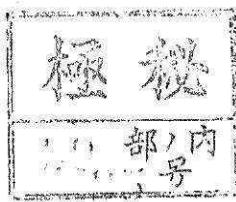
5. 次回の予定

10月2日(火)午後3時より、漁業及び法的地位の代表をも出席せしめて開催する。

6. 新聞発表

「請求権問題の討議を継続したが、とくに発表するような具体的なものはない」とすることに意見一致した。

秘密指定解除
情報公開室



日韓予備交渉第9回会合記録

3710.2
北東アジア課

1. 日 時 10月2日午後3時より同50分
まで

2. 場 所 外務省234号会議室

3. 出席者

日本側 杉首席代表、伊闌アジア局長、
平賀法務省民事局長、小川同入
管局長、橘水産庁次長（記録係
柳谷事務官）

韓国側 裴首席代表、崔英沢参事官、李
天祥代表、池鉄根代表（記録係
金正泰書記官）

4. 議事次第

(1) 先ず、杉代表より、かねての御打合わせ
のとおり本日から請求権とともに漁業およ
び法的地位も併せて討議することとなつた
ので、先ずお互に挨拶を交わしたいと述

べ、次いで、平賀、小川、橘三代表が挨拶した。

(2) 次に、裴代表より、日本の新聞には分科委員会が再開されるように報道されているが、われわれの打合わせによれば、本予備交渉の延長ないし一部として漁業と法的地位を討議することとなつたのであり、そのためには専門家の補佐が必要なので、先ず専門家間で話してもらい、また本予備交渉で解決すべきものはこの席上で解決を図り、それでも話しのつかないものは政治会談における解決に委ねることとしたいと述べ、次いで、李、池両代表が挨拶を行なつた。続いて、崔参事官よりも裴代表の発言を敷衍する同趣旨の発言があつた。

5. 次回の予定

(1) 漁業および法的地位の討議を行なう会合の名称をそれぞれ「予備交渉漁業関係会合」「予備交渉法的地位関係会合」とすること

に合意した上、それぞれの第1回会合を5日（金）午後3時より開催することとなつた。

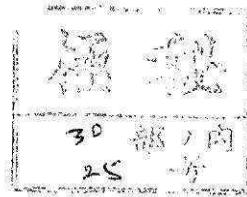
(2) 予備交渉第10回会合は10日（水）午後3時より開催することとなつた。

6. 新聞発表

漁業及び法的地位の両国専門家の挨拶の後今後の日程を上記5のとおりきめた旨発表することとした。

秘密指定解除

情報公開室



日韓予備交渉第10回会合記録

37.10.10
北東アジア課

1. 日 時 10月10日午後3時より4時10分まで
2. 場 所 外務省507号会議室
3. 出席者 第8回会合と同じ
4. 議事次第

(1) 表代表より、請求権の金額については日韓間の主張に依然大きな隔りがあるが、日本側では、これをもう少し近づけた上で大平大臣・金部長会談に持ち込むのがよいか、それとも、現状のまま同会談になつてもよいか、どちらがよいと考えているかと質したのに対し、伊闈局長は、その点は大臣とも相談したが、すでにお互いの考え方は大体わかつてゐるので、今さら中間的なことをやつてもあまり意味がなく、むしろ、金部長来日の際お互に最終的な肚を示し合うのがよからうと考えていると答えた。ま

た、崔参事官が、大平・金会談では請求権以外には触れないのかと質したのに対し、伊闊局長は、李ラインはやめてもらうとか、各懸案の同時解決とかいうことは申し上げるだろうが、漁業や法的地位の中味について話し合うことはなかろうと答えた。

(2) 崔参事官より、金部長の来日により大筋の話がまとまれば、次は政治折衝になるわけだが、大平・金会談や池田・金会談は正式なものではないから、体裁としては、本予備交渉で話が煮詰つたので政治折衝を開くことになつたことにすべきであろうと述べたのに対し、伊闌局長もこれに同意し、大平・金会談などで助けてもらつたので予備交渉が進ちよくしたという風に説明するのがよかろうと述べた。また、崔参事官が、政治折衝の時期につき質したのに対し、伊闌局長は、政治折衝中池田総理が東京にいないのは恰好が悪いから、一番望ましいのは11月4日の池田総理訪欧出発前だが、そのようにうまく運ぶかどうかはわからぬい、それが無理なら、差当り他の懸案の討議を進めておいて、総理帰国後の11月末に政治折衝を開くのも一案かもしけないと述べた。さらに、崔参事官が、政治折衝で

は他の懸案、たとえば漁業についても基本的な政策ぐらいは話す必要があるのではないかと述べたのに対し、伊闌局長は、漁業問題は専門家の間で規制の範囲等につき話がつけばよいのであつて、政治折衝でとり上げるような政策の問題ではないと思うと答えた。

(3) 続いて、伊関局長は、10月5日の漁業
関係第1回会合に言及し、同会合の席上、
池鉄根代表は、請求権が解決するまでは具
体的な漁業協定案を出す用意がなく、原則
的な議論から入ることを提案された由だが、
本年3月の外相会談では双方が具体案を示
し合う約束になつており、日本側としては
具体案の準備ができているので、この際韓
国側からも具体的な協定案を示してもらう
必要があり、それによつてはじめて同会合
の討議が進捗するわけである。韓国側とし
て具体案を提示する用意があるかどうかを
承りたいと述べた。これに対し、裴代表は、
自分が池代表から聞いているところでは、
日韓双方が案を出すとその間に大きな差異
があるにきまつてるので、先ずとり上げ
るべき項目をきめ、そのうちのやさしいも
のから解決し、難しいものは本予備交渉や
さらに政治折衝に上げるのがよからうと提

案しているのであつて、決して具体的なものを作りたくないのではないと思う。この点日本側に若干の誤解があるようだが、韓国側としても、漁業関係会合を開く以上、抽象論に終始する気はなく、具体的なものを示す用意があるものと御承知いただきたいと答えた。

- (4) 崔参事官より、漁業および法的地位の会合の討議を円滑に推進するため、出席者数をなるべく少くするとともに会合の回数をふやすべきだと思うとの発言があり、結局、会合の回数については、原則としてそれぞれ週2回開き、そのほかに隨時主査間の非公式話合いも交えることとなつた。出席者数については、伊関局長より、日本側としては、今後各省と相談しながら協定をまとめていく都合もあるので、機械的に人数を減らすだけがよいとも思わないと述べ、結局、なるべく減らすこととし、大体4人ずつ位にすることを申し合わせた。
- (5) 裴代表より、日本側としては請求権解決の結果、韓国に支払う金額の支払期間をどのように考えているかと質したのに対し、伊関局長は、フィリピン、インドネシア、ビルマ等への賠償の毎年支払額との比例や韓国の消化能力なども考慮されようとして述べ、

表代表が、さらに、韓国側としてはなるべく短期間に受けとり、建設に役立てたいと述べたのに対して、伊闈局長は、日本より韓国への供与は結局無償と長期低利の有償の二本立てとなろうから、韓国側の消化能力についてもこの二つを合わせて考えることになろう。日本としても供与する以上当然韓国経済に役立つことを希望すると述べた。

5. 次回の予定

10月18日(木)午後3時より

6. 新聞発表

「請求権については従来よりの討議を継続したが、とくに新しい進展はなかつた。漁業および法的地位の討議をさらに促進するための方策について協議した」とすることに意見が一致した。